

令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請書の取扱について

第1 資格要件

1 基本的資格要件

喜茂別町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下、「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令（以下、施行令と略す）第167条の4第1項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
- (2) 施行令第167条の4第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 税（国税・都道府県税・市町村税）を滞納している者でないこと。

2 審査基準日

資格審査の基準日（審査基準日）は、令和7年1月1日とする。

3 資格の種類ごとの要件

(1) 建設工事の資格要件

建設工事とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条による許可が必要な29種類の工事をいう。

ア 審査基準日において、対応する建設業の許可のうちいずれかを有する者で、かつ、当該許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

イ 資格に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日(=決算日)が資格有効期間の始期時点で有効な審査基準日であること。

ウ アの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以降の決算期のいずれかに完成工事高があること。

(2) 設計等の資格要件

設計等とは、建築設計・造林・土木設計・測量・地質調査・道路清掃・技術資料作成等で、建設業法による許可を必要としないものをいう。

ア 設計等のそれぞれの資格に共通する要件

- a 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高があること。
- b 個人にあつては、従業員が3人以上であること。

イ 建築設計における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。

ウ 測量における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

※ 除排雪については上記設計等を含めない。下記（3）の役務提供の要領・様式によることとする。

(3) 物品購入・役務提供及び物品の賃貸借契約等の資格要件

ア 審査基準日の直前1年間に、希望する種別に関して事業高のあること。

イ 法人の場合は、商業登記簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。

ウ 個人の場合は、営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。(希望する業種の事業内容が確認できる契約書等でも可)

※ 除排雪については上記(2)設計等の要領・様式によらず、本項役務提供の要領・様式によることとする。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条の規定に基づき設立された協同組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に基づき設立された協業組合(以下「協同組合等」という。)が次のいずれかに該当するときは、第1に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る要件及び第2に規定する受付期間を適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 協同組合等にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

(1) 受付期間

令和7年2月3日(月)から令和7年2月28日(金)まで

(2) 提出方法

原則郵送により提出すること。ただし、喜茂別町内に事業所(営業所含む。)の住所を有している者については、この限りでない。

ア 郵送の場合(当日消印有効)

宛先 〒044-0292

虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地

喜茂別町役場総務課総務係

イ 持参の場合

受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで(平日のみ)

受付場所 喜茂別町役場総務課総務係

2 申請の方法

(1) 申請様式

ア 建設工事、設計等

a 競争入札参加資格審査申請書 1部

b 添付書類 各1部【別紙1提出書類一覧表のとおり】

イ 物品の購入・役務の提供及び物品の賃貸借契約等

a 喜茂別町物品等競争入札参加資格審査申請書 1部

b 添付書類 各1部【別紙1提出書類一覧表のとおり】

第3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年度及び令和8年度の2年度間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

第4 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を失う。

(1) 第1に規定する資格要件に該当しなくなったとき。

(2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第5 再審査の申請について

1 次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員を変更したとき。

2 申請の受付

営業が相続、合併、譲渡により移転されたときは、競争入札参加資格変更審査申請書（任意様式）を作成し、変更事由によって次の書類を提出する。

(1) 相続（個人の場合）

- ① 相続を証する書面（建設業許可通知書等の写し）
- ② 相続をした者に係る市町村長が発行する身分証明書

(2) 合併

- ① 合併に関する届出書
- ② 合併を証する書面（合併契約書の写し、公正取引委員会の届出受理書の写し）
- ③ 合併された会社の解散登記に係る商業登記簿謄本（解散登記が未了の時は合併に係る総会議事録の写し）
- ④ 評定数値の調整に係る申出書
- ⑤ 合併により新たに設立された会社に係る新規の場合の申請書類

(3) 譲渡

- ① 譲渡を証する書面（営業権譲渡契約書の写し、公正取引委員会の届出受理書の写し）
- ② 譲渡された会社に係る新規の場合と同様の申請書類

第6 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、資格の変更申請を行うものとする。

- (1) 商号又は名称の変更があったとき
 - (2) 組織に変更があったとき
 - (3) 代表者に変更があったとき
 - (4) 所在地に変更があったとき
 - (5) 電話番号に変更があったとき
 - (6) 使用印鑑に変更があったとき
 - (7) 建設業の許可及びその他の登記等に関する事項に変更があったとき
 - (8) 支店・営業所に関する事項に変更があったとき
- ※ 変更前後が明確に比較出来るものであれば様式は問わない。

第7 年間委任状について

年間委任状については、本店の代表者が、支店または営業所の代表者に1年（度）間通じて 入札・見積・契約の締結・代金の請求、受領などの権限を委任する場合に提出するものとする。

年間委任状は特に申し出がなければ2年度間（令和9年3月31日まで）有効とする。

なお、権限を委任した者、権限を委任された者に変更が生じた場合は、変更届の提出と併せて、改めて年間委任状を提出するものとする。

令和 7・8 年度 競争入札参加資格審査申請書類一覧

1. 建設工事・設計等

番号	書類の名称	説明
1	建設工事等競争入札参加資格審査申請書	喜茂別町公式 HP から取得
2	総合評価値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	
3	工事（事業）経歴書	建設工事を希望の場合は、経営事項審査申請の際に添付した工事経歴書の写しの直前 2 年度決算分。設計等を希望する場合は、直前 1 年度決算分。
4	工事経歴書集計表	建設工事を希望する場合のみ、直前 2 年度決算分の工事経歴書を集計する
5	技術者名簿	道内に本店、支店、営業所に勤務する技術者について、令和 7 年 1 月 1 日現在で作成
6	代表者身分証明書の写し	個人のみ添付（市区町村長が発行する身分証明書をいう。）令和 6 年 7 月 1 日以降発行最新のもの
7	登記事項証明書の写し	法人のみ添付 令和 6 年 7 月 1 日以降発行最新のもの
8	許可・登録証明書の写し	建設業許可通知書の写し、一部廃業届及び許可申請書別表の写し、測量業者、建築士事務所登録通知書の写し、建設コンサルタント及び地質調査業登録に係る現況報告書の写し、補償コンサルタント登録を証する書類の写し
9	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し	
10	建設工事入札参加資格審査申請書付表	建設工事を希望の場合
11	設計等入札参加資格審査申請書付表	設計等を希望の場合
12	納税証明書等の写し （支店等に委任する場合は、委任する本社等と受任する支店等両方の証明書要）	国税 …法人税等に滞納がないことの証明 （個人の場合は所得税） 都道府県税 …法人事業税等に滞納がないことの証明 市町村民税 …町税に滞納がないことの証明
13	決算書の写し	建設工事は直前の 2 ヶ年分 設計等は直前 1 ヶ年分
14	印鑑証明書の写し	令和 6 年 7 月 1 日以降発行最新のもの
15	委任状	入札、契約を支店等に委任する場合（任意様式）
16	誓約書	暴力団に関する誓約書 全ての方が提出してください。

※ 郵送提出で受理票の発行を希望する場合は、切手を貼付した返送用封筒等を同封する事。

2. 物品の購入・役務の提供及び物品の賃貸借契約等

番号	書類の名称	説明
1	喜茂別町物品等競争入札参加資格審査申請書	喜茂別町公式 HP から取得
2	委任状	入札、契約を支店等に委任する場合 (任意様式)
3	印鑑証明書の写し	令和6年7月1日以降発行最新のもの
4	申請する業務内容に許認可が必要な場合は その証明書の写し	
5	登記事項証明書の写し	令和6年7月1日以降発行最新のもの
6	直近1年分の財務諸表、決算書の写し	
7	納税証明書等の写し (支店等に委任する場合は、委任する本社等と受任 する支店等両方の証明書要)	国税 …法人税等に滞納がないことの証明 (個人の場合は所得税) 都道府県税 …法人事業税等に滞納がないことの証明 市町村民税 …町税に滞納がないことの証明
8	工場内部の見取図及び機械器具設備状況一覧表	資格申請書 I 物品の取扱い 分類Bの 紙、印刷、出版を希望する場合。
9	誓約書	暴力団に関する誓約書 全ての方が提出してください。
10	技術者名簿	
11	営業証明	個人のみ
12	代表者身分証明書	個人のみ

※ 郵送提出で受理票の発行を希望する場合は、切手を貼付した返送用封筒等を同封する事。